早期申込特典 LECなら、本格学習開始前の

LECは、インプット講座の開講までの時間を、来年度合格に向けた学習のリスタートまでの余暇ではなく、これから始まる知識修得のための土台を作る時間であると考えます。そこで、コース申込みの特典をご用意しました。LECなら本格学習開始前の時間も一切無駄にさせません!!

短答・論文トータルサポートコース／短答&論文一気合格コース
論文合格答案完成コース　申込特典

重要条文連想講座

全3回（1コマ2時間）　非売品　MB22549

弁理士試験において、全ての条文を一遍に暗記し理解できるという方はほぼいません。ほとんどの合格者が、試験対策を通じて繰り返し使用する条文を一つ覚え、その一つを手がかりとして次の一つを覚える、という段階を踏んでいます。すなわち、条文の理解のためには、まず記憶の楔を作ることが必要となります。

例えば、特許出願を規定する36 条は第１項より７項までが「願・願・明・明・請・請・要」と並んでいます。「がんがんめいめいせいせいよう」です。出願書類で重要なのは明細書と（3 項、4 項）、請求の範囲（5 項、6 項）ですが、それぞれ書式（3 項、5 項）→実体（4 項、6 項）の順で規定されているので、より重要なのは4 項及び６項ということになります。36 条が整理されることにより、他の条文との混乱を回避し、拒絶理由や無効理由の理解が進むことになります。

本特典講座は、条文理解の礎として、理解の楔を打ち込むことを目的とした講座です。重要条文についてまずしっかりとした器を作り、これから始まる学習において条文の理解を数倍に高め、また、条文相互の関係性の理解を深めます。

〔特典配信期間〕2021年6月10日(木)～2022年7月31日(日)

担当講師
高橋 克宗
LEC専任講師

◎東京理科大学大学院 理学研究科 化学専攻 博士課程修了。東京理科大学および理化学研究所 博士研究員として研究・講義を担当した後、現在、特許事務所で、特許をはじめ実用新案・意匠・不競法・係争を担当。
◎LECでは論文の問題やテキストの作成、初学者向けの論文ゼミ等を担当。

講座テキスト

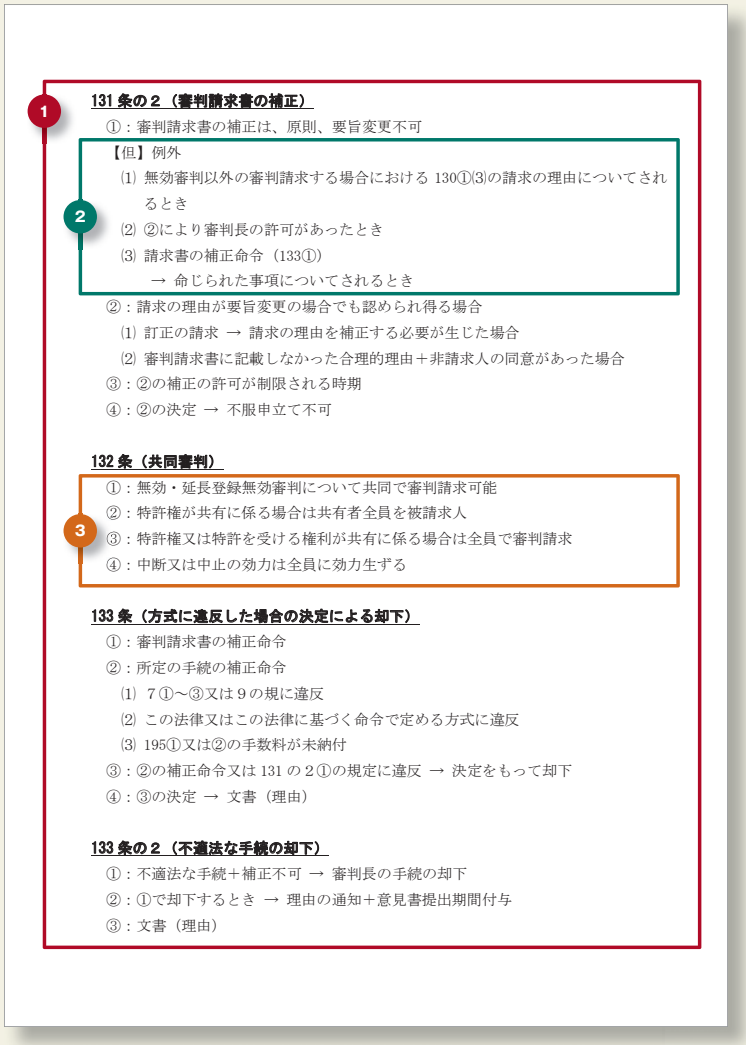

131 条の２（審判請求書の補正）
①：審判請求書の補正は、原則、要旨変更不可
【但】例外
⑴ 無効審判以外の審判請求する場合における 130①⑶の請求の理由についてされるとき
⑵ ②により審判長の許可があったとき
⑶ 請求書の補正命令（133①）
→ 命じられた事項についてされるとき
②：請求の理由が要旨変更の場合でも認められ得る場合
⑴ 訂正の請求 → 請求の理由を補正する必要が生じた場合
⑵ 審判請求書に記載しなかった合理的理由＋非請求人の同意があった場合
③：②の補正の許可が制限される時期
④：②の決定 → 不服申立て不可

132 条（共同審判）
①：無効・延長登録無効審判について共同で審判請求可能
②：特許権が共有に係る場合は共有者全員を被請求人
③：特許権又は特許を受ける権利が共有に係る場合は全員で審判請求
④：中断又は中止の効力は全員に効力生ずる

133 条（方式に違反した場合の決定による却下）
①：審判請求書の補正命令
②：所定の手続の補正命令
⑴ 7①～③又は９の規に違反
⑵ この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反
⑶ 195①又は②の手数料が未納付
③：②の補正命令又は 131 の２①の規定に違反 → 決定をもって却下
④：③の決定 → 文書（理由）

133 条の２（不適法な手続の却下）
①：不適法な手続＋補正不可 → 審判長の手続の却下
②：①で却下するとき → 理由の通知＋意見書提出期間付与
③：文書（理由）

※画像はサンプルです。

Point

1. 本試験の頻出条文を抽出し、その条文に「何が規定されているか」が一目で把握できるように編集しています。また、このシートを覚えることで、「重要条文」と「項」を瞬時に連想できるようになります。
2. 重要な条文は、「号」や「但書」「かっこ書」等の記載を設け、理解を深めることを可能にしています。
3. 原則、１つの項を１行の見出しで端的に示しているため、内容の把握が容易です。

時間までも、無駄にさせない!!

［付与条件］――――――― 付与対象期間中に対象コースを申込みされた方
［付与対象期間］――――――― 2021年5月26日（水）～2021年9月30日（木）
［対象コース］――――――― 2022年向け短答・論文トータルサポートコース、短答＆論文一気合格コース⇒［特典講座］重要条文連想講座／意商類否判断再確認講座
2022年向け論文トリニティコース⇒［特典講座］意商類否判断再確認講座
2022年向け論文合格答案完成コース［特典講座］重要条文連想講座
［注意事項］――――――― 特典講座はWeb動画と教材の提供となり、教材は発送いたします。
＊教材はWeb上ではご覧いただけませんので予めご了承ください。また講義内で発生した「板書」に関しましては発送はございません。PDF化したデータをOnlineStudy Sp上でご覧ください。
［特典教材発送開始日］――――― 2021年6月10日（木）

短答・論文トータルサポートコース／短答&論文一気合格コース
論文トリニティコース　申込特典

意商類否判断再確認講座

全3回（1コマ2時間）　非売品　MB22550

弁理士試験は条文の試験と言われ、いかに正確な条文への理解を身につけるかが勝負となっています。
しかし、そんな弁理士試験において、条文の学習だけでなく、審査基準にも踏み込んで学習することを求められる分野があります。類否判断はその最たるものと言えます。
これは非常に基本的な知識ではありますが、条文だけで対応できるものではなく、審査基準の知識と理解が必須だからです。
また、意匠法と商標法では、共に類似という概念を取り扱うわけですが、これらは同じ用語でありながらも、法目的を異にする両法では取り扱いが自ずから異なるため、非常に混同や誤解が生じやすい部分でもあります。
本特典講座では、基本的でありながら理解が不十分な受験生の多いこの類否判断を、意匠法と商標法の違いを踏まえつつ解説します。
本特典講座を通じて、審査場面では拒絶理由判断に、侵害場面では否認可否の判断において決め手となる類否判断を、ぜひ得意分野にしてください。

〔特典配信期間〕2021年6月10日(木)～2022年7月31日(日)

担当講師
安西 悠
LEC専任講師

◎東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻博士課程修了。その後、弁理士試験合格。現在は、都内特許事務所で、ジュニアパートナーとして活躍中。
◎LECでは、初学者向けの論文ゼミから論文受験生向けのLゼミSpecial等を担当。

講座テキスト

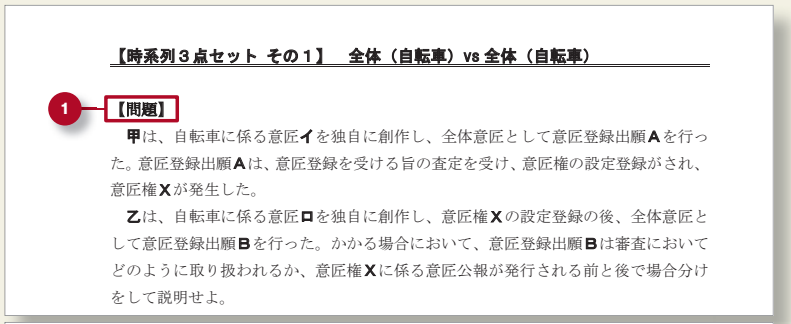

【時系列３点セット その１】　全体（自転車）vs 全体（自転車）

1 【問題】

甲は、自転車に係る意匠イを独自に創作し、全体意匠として意匠登録出願Aを行った。意匠登録出願Aは、意匠登録を受ける旨の査定を受け、意匠権の設定登録がされ、意匠権Xが発生した。

乙は、自転車に係る意匠ロを独自に創作し、意匠権Xの設定登録の後、全体意匠として意匠登録出願Bを行った。かかる場合において、意匠登録出願Bは審査においてどのように取り扱われるか、意匠権Xに係る意匠公報が発行される前と後で場合分けをして説明せよ。

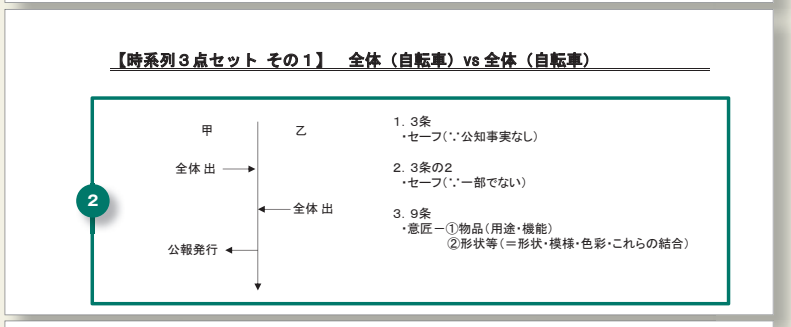

【時系列３点セット その１】　全体（自転車）vs 全体（自転車）

2

甲　乙
全体出 →
← 全体出
公報発行 ←

1. 3条
・セーフ（∵公知事実なし）
2. 3条の2
・セーフ（∵一部でない）
3. 9条
・意匠－①物品（用途・機能）
②形状等（＝形状・模様・色彩・これらの結合）

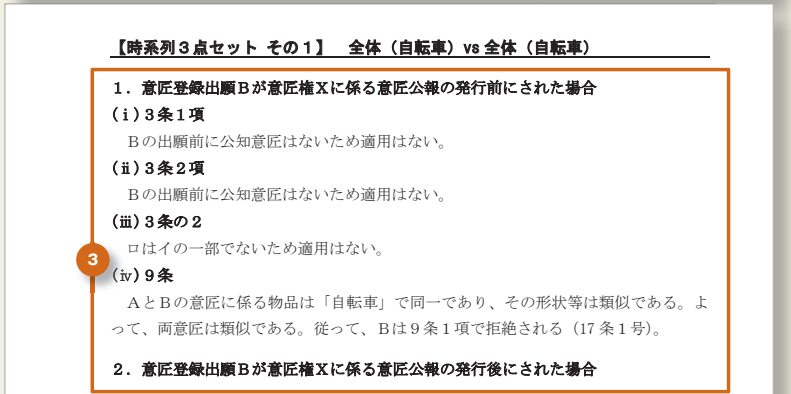

【時系列３点セット その１】　全体（自転車）vs 全体（自転車）

3

１．意匠登録出願Ｂが意匠権Ｘに係る意匠公報の発行前にされた場合
（ｉ）３条１項
Ｂの出願前に公知意匠はないため適用はない。
（ii）３条２項
Ｂの出願前に公知意匠はないため適用はない。
（iii）３条の２
ロはイの一部でないため適用はない。
（iv）９条
ＡとＢの意匠に係る物品は「自転車」で同一であり、その形状等は類似である。よって、両意匠は類似である。従って、Ｂは９条１項で拒絶される（17条１号）。

２．意匠登録出願Ｂが意匠権Ｘに係る意匠公報の発行後にされた場合

Point

1 論文の場合は、実際に問題としてどう出題されるかを例題として提示!

2 理論編テキストでは、図解によって記憶に残りやすい知識体系を構築!

3 具体的な論文答案例への理解を通じて、点を取れる知識を身につけることができる!

※画像はサンプルです。